

木綿糸を以て網を製す、底は革を用ひ、色は好にまかす、或は縲一段、白一段、或は紺白二筋を用ひ、袋に燧と石とを納れ、竹筒にホクチを入れ、中に節をこめて兩口なり、蓋は木を用ひて造る、大小長短好にまかせて定なし、農人耕作に出る時は、かならずこれを佩ぶといふ。

有明袋 表さよみ、裏紅絹、七寸四方に縫て、四の角を中心にて合、縁にた、みつけて、三角に玄たるものなり、緒一筋にて紳縮自在なる様にせしものなり、接に是も又火打袋なり、後世うきよ袋といふものは、此形をうつせしなり、

製作

倭姫命の日本武尊にさづけ給ひしものは、錦の袋なるよし、盛衰記に玄るせしかど、古事記には囊とのみ記されたれば、いかゞあるべき、古畫に見えたる所は、錦の類とおぼしきものあり、古物の今に存したるには革もて造りしもあれば、所藏弘賢人々の好にまかすべきにや、又公家方にては、錦の類武家にては革を用ひけるにや。

〔宗五大草紙下〕色々の事

一火打袋は四十以後さぐる、但それも晴の時は斟酌あるべし、殊に大なるはわろし、さりながら宿老入道はくるしからず。

〔武雜記〕一御前又は晴の時、火打袋を付け候事若き人はあるまじく候、四十以後は御案内申上に不及さげ可申候、但病者などは薬を入候間、わかき人も御案内申上候てさげ候はん歟。

〔武雜記補註中〕火打袋は火うちがま、火打石、ほくちなどを入る袋也、此袋は太刀かたなに付る物也、これは軍陣又は旅行夜道等の用心の爲なり、然る間御前又ははれるる時には、入用になき物なる故、付候事は有まじき也、火打袋は織物などを丸く切て、さしわたし幅七寸計にして、うらを付縫て、へりに糸にてかゞりを付け、緒を通して引玄める也、今のきんちやくといふ物